

災害時における学校給食について

1 風水害等

- (1) 台風の接近等により、知多地域全域または知多市に「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」が発表される可能性が高いと予測される場合

・前日（前日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の八幡給食センター開所日）の正午までに「給食中止」の決定をします。

→ 当日の学校給食はありませんので、授業が行われる場合は、学校からの連絡を参考にしてください。

- (2) 前記(1)で給食中止の決定をせず、知多地域全域または知多市に「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」が発表されている場合

ア 午前6時30分までに警報が解除され、平常どおり授業を行う場合

→ 給食は実施します。

イ 午前6時30分までに警報が解除されない場合

→ 給食は中止します。

※暴風には、暴風雪も含まれます。

2 その他特別な状況が生じた場合

→ その都度決定します。